

成田市の環境2023（令和5）年版 修正箇所一覧

「成田市の環境2023（令和5）年版」の記載内容について、下記のとおり修正いたします。

該当箇所	修正前	修正後
P3 の 13 行 目	人口が増加し始め、2005（平成 17）年で 98,708 人となり、さらに 2006（平成 18 年）の	人口が増加し始め、2005（平成 17）年で 98,708 人となり、さらに 2006（平成 18）年の
P10 の表中	（1）成田市環境基本計画の見直し案（成田市一般廃棄物処理基本計画の目標見直しを含む）	（1）成田市環境基本計画の見直し案（成田市一般廃棄物処理基本計画の目標見直しを含む） <u>について</u>
P41 の下から 3 行目～	※ 年間有効測定日数 250 日以上の測定局が有効測定局として扱われる。2019（令和元）年度の加良部測定局、 <u>2012（平成 24）年度花崎（自）測定局、2019（令和元）年度のもの</u> と、奈土測定局は、年間有効測定日数 250 日未満であり測定結果を環境基準値と比較することは不適当であるため、	※ 年間有効測定日数 250 日以上の測定局が有効測定局として扱われる。2019（令和元）年度の加良部測定局、奈土測定局は、年間有効測定日数 250 日未満であり測定結果を環境基準値と比較することは不適当であるため、
P42 の 6 行 目	<u>2021（令和 3）年度の注意喚起の発令はありませんでした。</u>	文章を削除
P76 の下から 2 行目～	買い替える際に新たに補助金を交付できるように改めました。対象物質及び基準値は <u>表 2-2-17</u> のとおりです。	買い替える際に新たに補助金を交付できるように改めました。対象物質及び基準値は <u>表 2-2-16</u> のとおりです。
P80 の 17 行 目～	（※1）第一特別地域：準工業地域及び工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第一種低層住居専用地域、 <u>第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域</u> の周囲 50m 以内の地域という。	（※1）第一特別地域：準工業地域及び工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域の周囲 50m 以内の地域という。
P84 の 18 行 目～	なお、測定した 4 地点は、 <u>表 2-3-12</u> 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る要請限度の特例により評価していま	なお、測定した 4 地点は、 <u>表 2-3-11</u> 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る要請限度の特例により評価していま

	す。	す。
P87 の下から1行目	※ 近接空間の環境基準は <u>81 ページ表</u> 2-3-4 による。	※ 近接空間の環境基準は <u>79 ページ表</u> 2-3-4 による。
P156	生活環境項目 pH、DO、BOD、COD、SS、n-ヘキサン抽出物質、 <u>大腸菌群数</u> 、全窒素、全リンを示します。	生活環境項目 pH、DO、BOD、COD、SS、n-ヘキサン抽出物質、 <u>大腸菌数（2021（令和3）年度以前は大腸菌群数）</u> 、全窒素、全リンを示します。